

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

全ての国民が、障がいの有無によって分けへだれられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、この法律は平成25年6月制定、平成28年4月1日施行されました。

令和3年5月、同法は改正され、改正法は、令和6年4月1日から施行されます。

この法律では、行政機関や民間事業者ともに「不当な差別的取り扱い（※1）」が禁止されています。また、障がい者への「合理的配慮（※2）」は、法律制定時、行政機関は法的義務、民間事業者等は努力義務とされていましたが、令和6年4月1日から両方法的義務となります。

	不当な差別的取扱い	障がい者への合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体など	禁止	法的義務
会社・お店など (民間事業者等)	禁止	努力義務→法的義務 (令和6年4月1日から)

※1「不当な差別的取り扱い」…正当な理由なく、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否したり、場所・時間帯などを制限したり、障がいのない人には付けない条件を付けることなどです。

※2「合理的配慮」…障がいのある人から、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった時に行われる必要かつ合理的な取り組みであり、実施に伴う負担が過重でないものです。

合理的配慮の提供に当たっては、障がいのある人と行政機関・事業者等が建設的に話し合い、お互いに理解しながら共に対処案を検討する、相互理解の姿勢が重要です。

お問い合わせ 人 権 課 電話 0883-22-2229
FAX 0883-22-2260

社会福祉課 電話 0883-22-2263
FAX 0883-22-2260